

自由民主党政権公約に対する指定都市市長会要請

指定都市市長会では、本年5月27日に「地方分権型社会にかなう地方税財政制度の確立にかかる指定都市市長会要請」として、貴党の掲げる政権公約に指定都市市長会の提案を盛り込んでいただくよう、要請を行ったところです。

貴党におかれては、先の参議院議員選挙公約において、「国の地方支分部局の抜本的な見直し」、「国と地方の役割分担の徹底した見直し」、「補助金、交付税、税源配分の見直し」など、今まで指定都市市長会が主張してきた事項についても言及されているところですが、来る衆議院議員選挙の政権公約作成にあたり、指定都市特有の課題も踏まえた地方分権改革の断行を最重点政策として盛り込んでいただくよう、次の事項について改めて要請します。

指定都市は、従前から国に先駆けて行財政改革に取り組んできたところであり、今後とも、さらなる行政の公正確保・透明性の向上を図り、行財政改革を推進していく決意です。

指定都市市長会としては、貴党がこの要請について真摯に対応されることを強く望むものです。また、今後、公表された政権公約を評価・検証し、真の地方分権改革の実現に向けて取り組んでいくことを申し添えます。

平成21年6月26日
指定都市市長会

1 地方分権改革の推進

「地方が主役の国づくり」という視点から、我が国のあるべき姿を展望し、国民的な議論となるよう、地方分権改革の推進を最重点政策として明確に位置付けること。

2 指定都市に対する大幅な権限移譲

- (1) 指定都市は、道府県に比肩する高度な行政能力を有していることから、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、真に国・道府県が担わなければならない事務以外の事務全てを指定都市に権限移譲すること。また、法令等による義務付け・枠付け・関与を廃止・縮小すること。
- (2) 国の出先機関改革に伴う事務・権限の移譲先として指定都市を明確に位置付けるとともに、道府県と同等に扱うこと。
 - ア 改革の具体的内容及び地方へ移譲する事務・権限とその財源について明らかにすること。
 - イ 改革にかかる地方への職員等の移管について議論するにあたっては、その前提として、地方分権改革推進委員会の第2次勧告における試算を十分に踏まえ、国における職員の削減数など具体的な数値を示すこと。

3 国と地方の新たな役割分担に応じた地方税財政制度の確立 (5/27 要請済み)

- (1) 国と地方の新たな役割分担に応じた地方税財政制度を確立するため、国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革を一体的に進めることで、地方税中心の歳入体系を構築すること。
 - ア 第二期地方分権改革の中で消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国と地方の税の配分割合を当面、5：5とすること。
 - イ 地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額の税源移譲を行うとともに、国が担うべき分野については、必要

な経費全額を国の負担とすること。また、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引き下げは行わないこと。

ウ 地方交付税については、大都市を狙い撃ちにした削減、国の歳出削減のみを目的とした削減は行わないこと。また、地方財源不足額等の解消は、法定率の引き上げにより対応すること。

エ 国が行うべきと整理された国直轄事業については国の負担で整備・維持管理を行い、国直轄事業負担金は廃止すること。特に、維持管理費にかかる地方負担については、直ちに廃止すること。

- (2) 事務配分の特例により道府県から指定都市に移譲されている事務事業に必要な財源について、道府県から指定都市へ税源移譲することにより、指定都市の事務配分に対応した大都市特例税制を創設すること。

4 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度は、50年以上前にはじまった「暫定的な措置」であり、全国の約2割もの人口が集中する指定都市が、そのポテンシャルを十分に発揮し、日本全体を牽引していくには不十分なものである。

- (1) 今次の地方分権改革において新たな大都市制度のあり方を明確に示すとともに、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、真の分権型社会にふさわしい新たな地方自治制度の先駆けとして、道州制の導入も視野に入れた新たな大都市制度を創設すること。
- (2) 大都市制度の検討にあたっては、指定都市市長会の意見を十分に聴取すること。

5 新たな地方自治制度のあり方について

先の参議院議員選挙公約において、「道州制を国家戦略と位置づけ人口減少、少子高齢化、国際競争の激化に対応する究極の構造改革として推進する」と示されているが、指定都市が果たしている役割を踏まえたうえで、新たな地方自治制度のあり方を明確に示すこと。